

用語の説明

産業分類（さんぎょうぶんるい） 日本標準産業分類

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産または提供に係る全ての経済活動を分類したものの。家庭内においてその構成員が家族を対象として行う生産・サービス活動は含まれない。

事業所（じぎょうしょ） ~事業所・企業統計調査~

経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること
- (2) 物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること

従業者（じゅうぎょうしゃ） ~事業所・企業統計調査~

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は含めない。

就業者（しゅうぎょうしゃ） ~国勢調査~

調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む）になる仕事を少しでもした人。なお、収入になる仕事をもっているが、調査期間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次の人を含める。

- (1) 勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、または30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合
また、家族の人が自家営業の手伝いをした場合は、無給であっても収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めている。

家族従業者（かぞくじゅうぎょうしゃ）

自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。なお、原則的には無給の者をいうが、小遣い程度の収入のある者についても家族従業者としている。

常用労働者（じょうようろうどうしゃ）

次のいずれかに該当する労働者をいう（船員法の船員を除く）。

- (1) 期間を定めずに、または1か月を超える期間を定めて雇われている者
- (2) 日々または1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2か月間で、それぞれ18日以上雇われている者
なお、「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業主に使用され、賃金を支払われる者である。

臨時・季節（りんじ・きせつ）

「臨時」とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、「季節」とは、季節的な労働需要に対し、または季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない。）を定めて就労するものをいう。

月間有効求職者数（げっかんゆうこうきゅうしよくしゃすう）

前月から繰り越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期間が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。）と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。

月間有効求人数（げっかんゆうこうきゅうじんすう）

前月から繰り越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期間が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。）と当月の「新規求人数」の合計数をいう。

モデル賃金（もでるちんぎん）

通常に学校を卒業してすぐ入社した者が、普通の能力と成績で勤務した場合に、当該事業所の賃金規定または昇給事情に基づき、勤続年数に応じてどのように賃金が上昇するのかを算出した賃金。